

各障害者支援施設長
各障害福祉サービス等事業所管理者 様

名古屋市健康福祉局
障害福祉部障害者支援課

新型コロナウイルス感染症への留意事項について

本市南東部において、高齢者に新型コロナウイルス感染症が発生していることを受け、本市介護保険課より南区及び緑区の通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所に対し、休業要請がなされたところです。

市内各障害者支援施設及び障害福祉サービス事業所におかれてましては、下記のとおり、引き続き感染症予防に十分留意いただいたうえで事業を実施いただきますようお願いいたします。

記

障害福祉サービス事業所等におかれましては、「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスに限る。）における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年2月24日付厚生労働省健康局結核感染症課他事務連絡）、及び「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年2月24日付厚生労働省健康局結核感染症課他事務連絡）等の通知内容を十分に確認いただき、感染拡大防止に努めていただきますようお願い致します。

また、事業所の利用者・職員等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合には、「社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について」（令和2年2月18日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）等の通知に基づき適切に対応いただくほか、障害者支援課あてご連絡をお願いします。

その場合には、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」（令和2年2月20日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課通知）に基づく取扱が可能となりますのでご連絡ください。

具体的には、本市の休業要請等に伴う休業の期間中に、利用者の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと本市が認める場合に、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とすることが可能となります。

なお、新型コロナウイルス感染症に関しては、厚生労働省及び本市ウェルネットなごやのホームページ等から最新の情報をご確認いただき、適切な対応をいただきますようお願い致します。

指定指導係 TEL：972-3967
FAX：972-4149